

令和4年度静岡県デジタル地震防災センター開設業務企画提案応募要領

令和4年度静岡県デジタル地震防災センター開設業務委託業者選定に係る公募型簡易プロポーザル方式の手続きについては、関係法令に定めるもののほか、この要領によるものとする。

1 業務内容等

(1) 業務目的

新型コロナウイルス感染拡大防止対策や遠距離であるなど、静岡県地震防災センターへの来館が難しかった県民に、オンラインによる安全・安心な防災啓発を図るため、3次元デジタル映像をインターネットに公開し、リモートで館内施設を擬似体験できる「静岡県デジタル地震防災センター」を開設する。

(2) 業務内容

別添「令和4年度静岡県デジタル地震防災センター開設業務委託仕様書」による。

(3) 履行期限

令和5年2月28日(火) ただし、インターネット公開は令和5年1月とする。

(4) 契約限度額

本業務の契約限度額は、12,000千円(取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む)とする。

2 事務局

静岡県地震防災センター(静岡県危機管理部危機情報課防災啓発班)

所在地 〒420-0042 静岡県静岡市葵区駒形通5丁目9番1号

電話番号 054-251-7100

FAX番号 054-251-7300

メール eq-center@amethyst.broba.cc

3 応募資格

応募者は、次に掲げる資格要件を満たすこと。

- (1) 静岡県内に本社又は営業所を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (3) 業務提案書提出時において、静岡県の一般業務委託に係る競争入札参加資格の認定を受けている者で、「広告代理店」及び「映画・ビデオ制作」の両方の営業種目に登録があること。
- (4) 過去5年間でインターネット上での視聴を前提とした動画制作の業務実績があること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てが成されていない者であること。
- (6) 「事業者を守り育てる静岡県公契約条例」に基づく労働関係法令等を遵守していること。
- (7) 次のアからキに該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以

- 下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。(以下同じ。))である者
- ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 説明会

募集に係る説明会は実施しない。

5 質問書の提出及び回答

本説明書の内容について質問がある場合には、下記により提出することができる。

(1) 提出期間

令和4年5月2日(月)から令和4年5月13日(金)まで

(2) 提出先

事務局

(3) 提出方法

任意様式により電子メールで提出すること。(eq-center@amethyst.broba.cc)

なお、送信後は確認のため提出先まで電話連絡すること。(電話連絡は、提出期間中の月曜日を除く平日午前9時から午後4時までの間に限る。)

(4) 回答

令和4年5月18日(水)までに、静岡県地震防災センターのホームページに掲載する。

6 参加表明書及び業務提案書の提出

(1) 提出期間

令和4年5月6日(金)から令和4年5月19日(木)まで

(2) 提出先

事務局

(3) 提出書類

ア 参加表明書(様式1) 1部

イ 業務提案書

・ 業務提案書表紙(様式2) 1部

・ 業務提案内容(様式3~7) 1部

ウ 参考見積書(任意様式) 1部

(4) 提出方法

持参又は郵送(簡易書留)で提出すること。持参の場合は、月曜日を除く午前9時から午後4時までとする。郵送の場合は、封筒等の表面に、必ず「令和4年度静岡県デジタル地震防災センター開設業務提案書等」と朱書きすること。

(5) 業務提案書の作成及び記載上の留意事項

ア 作成上の基本事項

業務提案書は、業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。

また、第三者の協力を得て又は学識経験者等の援助を受けて業務を実施する場合には、業務提案書にその旨を明記すること。

イ 作成上の留意事項

別表1「各様式及び記載上の留意事項」を参照すること

ウ 業務提案書の無効

提出書類について、この書面及び各様式に示された条件に適合しない場合、又は記載漏れや不整合等の記載の誤りがある場合は、業務提案書を無効とし、非特定とすることがある。

7 ヒアリング審査対象者の選定（一次選定）

提出された業務提案書を書面審査し、評価の上位者（最大で4者）をヒアリング審査対象者として選定する。

ヒアリング審査対象者に選定された者に対しては、令和4年5月26日（木）までに選定通知書により通知する。

8 非選定通知

業務提案書を提出した者のうち、ヒアリング審査対象者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を電子メール（非選定通知書）により、令和4年5月26日（木）までに通知する。

9 ヒアリングの実施（二次選定）

ヒアリング審査対象者に選定された者に対して、業務提案書の内容についてヒアリングを実施する。

なお、ヒアリングの内容については非公開とする。

(1) 実施日 令和4年5月27日（金）

時間については、別途通知する。

（1者あたり、準備5分、説明15分、質疑応答10分。時間厳守）

(2) 実施場所

別途通知する。

(3) 出席者

ヒアリング出席者は、各者とも3名以内とする。

(4) ヒアリングにあたっての留意事項

ア ヒアリング時における資料の追加は、一切認めない。ただし、提案書を補足する映像等を投影しながらのプレゼンテーションは許可する。映像の投影に必要なモニター（HDMI接続）は会場に準備する。なお、PCの接続及び映像設定等はヒアリングの時間内に行うこと。

イ 当該業務提案書を提出した者又はその法人に所属する者であることが分かる身分証明書を持参すること。

ウ 説明は、提出した業務提案書に基づき実施すること。

10 業務提案書の特定

提出された業務提案書の内容を別表2「評価項目」により審査し、一次選定及び二次選定の結果を総合的に評価して最も評価得点が高い業務提案書を特定する。

最も評価得点の高い業務提案書が2者以上あるときは、その中で見積額の最も低い業務提案書を特定する。最も評価得点の高い業務提案書が2者以上あり、かつその見積額の最も低いものが2者以上あるときは、その全ての業務提案書を特定する。

11 契約予定者の決定

特定された業務提案書を提出した者を契約予定者に決定し、令和4年6月1日（水）までに書面（特定通知書）により通知する。ただし、特定された業務提案書が2者以上ある場合は、当該業務提案書を提出した者のくじ引きにより契約予定者を決定する。

12 非特定通知

ヒアリング審査対象者のうち業務提案書を特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を電子メール（非特定通知書）により、令和4年6月1日（水）までに通知する。

13 契約条件等

(1) 契約書の作成

契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。

(2) 契約保証金

免除

14 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

(1) 3の応募資格を満たさない者

(2) 参加表明書を提出期限までに提出しない者

(3) 業務提案書を提出期限までに提出しない者

(4) ヒアリングに出席しなかった者又は正当な理由がなく指定した時刻に遅れた者

(5) 参加表明書に虚偽の記載をした者

(6) 業務提案書に虚偽の記載をした者

(7) 本プロポーザルの公告以降、選定委員会委員又は関係者と本業務に関する接触を求めた者

15 その他の留意事項

(1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法によるものとし、文字サイズは12ポイント以上とする。

(2) 提出書類の作成、提出及びヒアリング等に掛かる全ての費用は提案者の負担とする。

(3) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び業務提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して静岡県物品調達及び一般業務委託に係る入札参加停止基準に基づく入札参加停止を行うことがある。

(4) 提出された参加表明書及び業務提案書は返却しない。また、提出された参加表明書及び業務提案書は、業務提案書の特定以外に提案者に無断で使用しない。

(5) 提出期限後は、提出書類を受理しないと同時に、提出書類に記載された内容の変更を一切認めない。

(6) 応募内容がそのまま契約内容となるものではなく、仕様書及び契約書は別途センターと協議、調整の上、必要に応じて変更する場合がある。

(7) 本プロポーザルに関する照会窓口は、事務局とする。